

Subject: Re: 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務の資格について
From: “法務省(送信専用)” <houmu-mail1-kaitou@moj.go.jp>
Date: 16:55
To: touki@siren.ocn.ne.jp

メールを拝見いたしました。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）上、認証紛争解決事業者の業務を行うにあたり、土地家屋調査士等の国家資格は必要とされるものではありません。

法務省
(ご注意)

このメールの差出人メールアドレスは送信専用であり、受信することはできません。

法務省に対するご意見・ご提案がございましたら、次のURLをクリックして表示されるメールフォームからお願いします。

<https://www.moj.go.jp/mojmail/kouhouinput.php>